

基準額

$$\text{三豊市基準額 (58,200円)} = \text{三豊市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (21\%)} \div \text{三豊市の65歳以上の人数}$$

本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて7段階に分かれています。(円)

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	29,100
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	29,100
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	43,700
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	51,800
	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円を超える人	58,200 (基準額)
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	65,800
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	72,800
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の人	87,300

- **保険料の納入通知書の送付**
介護保険料は毎年7月に決定し、納入通知書を被保険者のみなさんに送付します。
今年度、65歳になる人は、誕生日以降に納入通知書を送付します。
- **65歳以上の人の保険料の決まり方**
介護サービスにかかる費用などに応じて保険料の基準額が決まります。(左図参照)

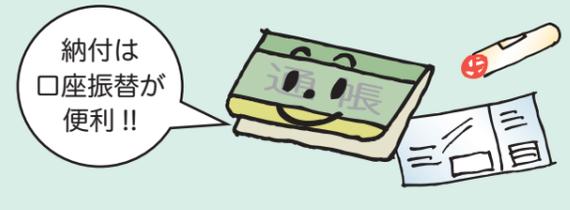
介護保険料のお知らせ

▼問い合わせ 税務課 ☎73・30006

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

年金から天引きされる人 (特別徴収)			納付書で納付する人 (普通徴収)		
<p>対象となるのは 年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は介護保険料をあわせた保険料が年金受給額の2分の1を超えない人</p> <p>納め方 年6回の年金支給月に年金から天引きします。</p>			<p>対象となるのは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収対象者以外の人 ・三豊市に転入した人 ・保険料が変更になった人 ・年度途中で対象年齢になった人 (介護：65歳 後期高齢者：75歳) <p>納め方 納付書で市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。</p> <p>※今まで国民健康保険税を口座振替していた人は、<u>あらたに介護保険料または後期高齢者医療保険料の口座振替手続きを金融機関でおこなってください。</u></p>		
<p>国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は特別徴収を中止して、口座振替に変更することができます。変更する場合は、市役所で手続きしてください。</p>					



平成24年度 納期限(口座振替日)

第1期	7月31日(火)	第5期	11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	1月31日(木)
第4期	10月31日(水)	第8期	2月28日(木)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

▼問い合わせ 健康課 ☎73・3014 (資格担当) 税務課 ☎73・3006 (賦課担当)

納入通知書

- 国民健康保険税
7月上旬に世帯主に送付します。
- 後期高齢者医療保険料
7月中旬に対象の人へ送付します。(年度途中に75歳になる人には誕生日以降に納入通知書を送付します)

保険料の計算方法

- 国民健康保険税
40歳未満と65歳以上の人の医療分+後期高齢者支援分+介護分
- 40歳～65歳
医療分+後期高齢者支援分+介護分
- 後期高齢者医療保険料
均等割(47,200円)と所得割(所得割率8.81%)の合計。賦課限度額は55万円です。

保険料の軽減制度

- 国民健康保険税
世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。
非自発的失業者に対する軽減制度があります。
- 後期高齢者医療保険料
所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて保険料が軽減されます。
軽減対象者の保険料は、軽減された金額になっています。

限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等の窓口へ提示ください。自己負担限度額までの支払いとなります。

70歳未満の人 (申請が必要)

	入院時食事標準負担額(1食)	自己負担限度額(月額)	
		3回まで	4回以降
上位所得者	260円	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	260円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	210円 (入院が90日を超えると160円)	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯です。

70歳以上75歳未満の人

低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いは、低所得の自己負担額までとなります。現役並み所得者と一般の人は、申請の必要はありません。

	入院時食事標準負担額(1食)	自己負担限度額(月額)		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	260円	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (年間4回目以降の自己負担限度額は44,400円)	
一般	260円	12,000円	44,400円	
低所得者	210円 (入院が90日を超えると160円)	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ	100円	8,000円

※低所得者Ⅱは、Ⅰ以外の住民税非課税世帯の人
※低所得者Ⅰは、世帯全員が住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の人

認定証の更新もお忘れなく

認定証の有効期限は7月31日です。更新が必要な人は、下記のものをお持ちのうえ、健康課または各支所までお越しください。

①国民健康保険の保険証 ②印かん(認印) ③認定証 ④国保高齢受給者証

平成24年度 国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40~64歳)
所得割	7.0%	1.5%	1.5%
資産割	21.0%	5.0%	4.0%
均等割(被保険者1人につき)	26,000円	6,000円	6,000円
平等割	26,000円 (特定世帯以外の世帯)		6,000円 (1世帯につき)
	13,000円 (特定世帯)		
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※課税標準額は前年の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です
※特定世帯とは、同一世帯の人が、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を喪失し、国保加入者が1人になった世帯です

後期高齢者医療保険被保険者証が変わります



▲被保険者証 カードサイズです。記載内容をご確認ください。また27日を過ぎても届かないときは健康課へお問い合わせください。

現在お持ちの被保険者証は7月末で期限が満了となります。8月からの新しい保険者証が『特定記録郵便』で18日以降に『黄色の封筒』で送付します。
有効期限のきた保険証は健康課または各支所までお返しください。